

広島市重度障害者等就労支援特別事業について

重度障害者等就労支援特別事業は、重度障害者等の通勤支援や職場等における支援を実施することにより、**就労機会の拡大**を図ることを目的とします。

なお、本事業は、**居宅において既に支援を行っているヘルパーが、職場等でも引き続き支援に入ることも可能**です。

1 対象となる方

下記(1)~(3)のいずれにも該当する方

- (1) 本市に居住地を有している方（原則就業場所は広島市に限定しません。）
- (2) 本市から**重度訪問介護、同行援護、行動援護**（以下「重度訪問介護等」という。）**のいずれかの障害福祉サービスの支給決定を受けている方**
- (3) 1週間の所定労働時間が10時間以上である方

注1 民間企業で就労している方は、1週間の所定労働時間が10時間未満であっても、当該年度末までに当該企業が1週間の所定労働時間を10時間以上に引き上げることを目指す場合は、本事業の対象となる可能性があります。

注2 就労継続支援A型事業所や国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門に就労している方、その他これに準ずる方は対象とはなりません。

2 対象となる支援の内容

- (1) 民間企業で就労している方
ア 職場等における**業務外の福祉的支援**^{※1}（喀痰吸引、姿勢保持、安全確保のための見守り支援等）

イ **通勤支援**^{※2}

※1 重度訪問介護等と同等の支援を指します。なお、業務に関連する支援（パソコンの準備や調整、代読や代筆、書類等の整理、業務上の外出支援等）は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）の障害者雇用納付金制度に基づく助成金（以下「雇用助成金」という。）の対象です。

※2 各年度4か月目以降が本事業の対象となります。3か月目までは雇用助成金の対象です。

- (2) 自営業等の方
ア **業務に関連する支援**（パソコンの準備や調整、代読や代筆、書類等の整理等）
イ **業務外の福祉的支援**（喀痰吸引、姿勢保持、安全確保のための見守り支援等）
ウ **通勤支援**

3 利用時間

月当たりの上限利用時間は以下のとおりです。

- (1) 職場等における支援：**180時間**
- (2) 通勤支援：**45時間**

4 利用者負担について

サービス費用の1割です。ただし、利用者負担上限月額次表のとおりです。

所得階層	利用者負担額	利用者負担上限月額
生活保護受給者世帯	なし	0円
市民税非課税世帯		
市民税課税世帯のうち、 市民税所得割額16万円未満の世帯	サービス費用の1割	9,300円
市民税課税世帯で上記以外の世帯		37,200円

裏面に続きます。

5 支給期間

支給開始日から直近の3月31日までです（更新を希望する場合は事前に申請が必要）。

6 申請手続きについて

(1) 必要書類

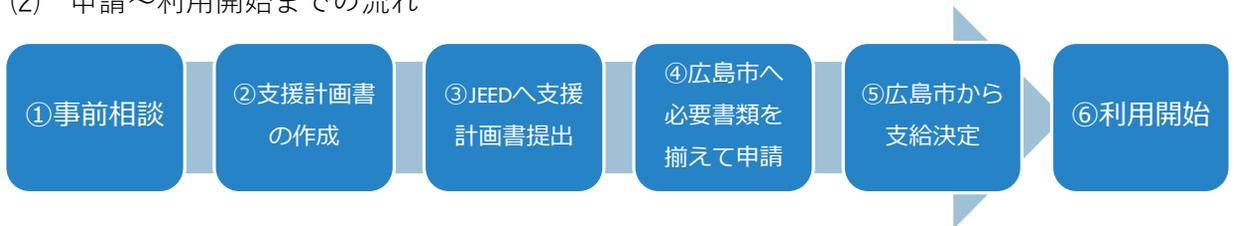
本事業の利用を希望される方は、事前に健康福祉局障害自立支援課にご相談ください。
申請される場合には、以下の書類が必要となります。

- ア 広島市重度障害者等就労支援特別事業支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書
＜様式第1号＞
- イ 支援計画書※¹（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）確認済のもの）
- ウ 重度訪問介護等の受給者証の写し
- エ 雇用契約書の写し（民間企業で就労している方のみ）
- オ 自営業者であることを証する書類※²（自営業等の方のみ）

※¹ 民間企業で就労している方が本事業を利用するためには、雇用助成金をJEEDに申請して利用する必要があります。

※² 「自営業者であることを証する書類」の例として、会社の登記事項証明書や営業許可証、開業届等があります。

(2) 申請～利用開始までの流れ



注1 上の図は、民間企業で就労している方の例です。自営業等の方は、③の手続きが不要となります（それ以外は、上の図の流れと同じです）。

注2 ①の相談先及び④の申請先は、健康福祉局障害自立支援課です。

注3 ②支援計画書の作成は、必ず支援（予定）事業所及び企業と連携して作成してください。

注4 ④の申請の際に、①の必要書類を提出してください。

7 申請・お問い合わせ先

名称	所在地	電話番号	ファックス
健康福祉局障害福祉部 障害自立支援課	〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6-34	504-2148	504-2256

※ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）の雇用助成金については、広島支部（〒730-0825 広島市中区光南五丁目2-65 ☎545-7150）にお問い合わせください。

本事業の手引き・申請書等の必要書類については、
ホームページ：広島市 重度障害者等就労支援特別事業
(<http://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/344588.html>)
で検索の上、ダウンロードすることもできます。

